

2013年10月11日

原子力規制庁
安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当)付
パブコメ担当 御中

一般社団法人 日本電機工業会
専務理事 海老塚 清

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令(仮称)(案)に関連する内規(案)等に対する意見

窓口担当 : 一般社団法人 日本電機工業会 原子力部長 津山 雅樹
所在地 : 〒102-0082 東京都千代田区一番町17-4
電話 : 03-3556-5886
E-mail : masaki_tsuyama@jema-net.or.jp

○要旨

条文の具体的記載は、誤解しやすい表現や、難しい表現を避け、用語の統一や重複する記載を避けるなど、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。

○意見/理由

この度原子力規制委員会より提示された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令(仮称)(案)」に関連する内規(案)等は、核燃料施設等の安全性を高めるために非常に重要な意義を持っております。

核燃料施設等の高い安全性が確保され、有効に維持されるために、当該内規(案)等は最新の科学的根拠に基づくものであることはもとより、技術の進歩及び産業界の不断の改善を柔軟に反映できるものとするのが重要と考えます。

1. 条文の明確化

条文の具体的記載は、誤解しやすい表現や、難しい表現を避け、用語の統一や重複する記載を避けるなど、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。例えば、以下の例が挙げられます。

例) 内規(手続き等に関連するもの) 3.廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド(仮称)

- ・「製造メーカーの都合等により交換部品の調達が可能になった場合には定期取替部品及び消耗品等として取り扱わず・・・」との記載があるが、互換性のある後継部品(相当品)がある場合には定期取替部品及び消耗品等として扱うことができるという表現にして頂きたい。

2. その他要望事項

その他、今回示された内規(案)に規定されている内容をより有効なものにする観点に立ち、

以下の点について要望致します。

(1)内規(手続き等に関連するもの) 4.使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド(仮称)

- ・型式認証制度は合理的な許認可推進に有効な手段になると考える。従前の許認可時の説明内容は貯蔵キャスク／輸送キャスクで重複する部分も多く、同種機器である輸送キャスクに対しても本制度を適用すべく検討頂きたい。

(2)内規(手続き等に関連するもの) 4.使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド(仮称)

- ・貯蔵設備に関し、同一型式間で共通となる評価手法や評価手法の妥当性(検証方法やデータも含む)に主眼を置いたトピカルレポート制度を適用頂き、型式証明の審査の重複する部分の簡略化や仕向先が未定の段階でも型式証明が得られる制度として頂くよう要望する。

(3)内規(手続き等に関連するもの) 1～4

- ・米国NRCでは、審査の質と一貫性を維持する為に、審査案件毎に標準審査指針(Standard Review Plan)を作成しており、申請者及び公衆が審査に対する理解を深めることを目的に公表されている。

また、NRCスタッフは審査の結果を安全評価報告書(Safety Evaluation Report)として取り纏めている。そして、その際に申請者と合意に至らなかった事項については、NRCスタッフと申請者とで更に議論を行い、未合意事項がすべて解決された時点で最終的なSERが作成される制度となっている。

我が国でも、同様な透明性の高い制度にすべきと考える。

日本電機工業会としては、以上の点を規則類等に反映頂くことを希望致します。また、新規制基準施行後は、審査が遅滞なく進められることを期待します。

以上